

平成 30 年 10 月 13 日制定

特定非営利活動法人 生物試料分析科学会

## 利益相反(COI)の開示に関する細則

(定義)

第 1 条 利益相反(以下、COI という。)とは、医学系の研究にあたって、外部との経済的な利益関係等により、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

(目的)

第 2 条 生物試料分析科学会(以下、本学会という。)は、本学会会員等の利益相反状態を適切に管理することにより、研究結果の発表を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、生物試料分析の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすものとする。

(利益相反開示への対応)

第 3 条 本学会では研究の信憑性を高めるため、利益相反の有無にかかわらず、次条に定める発表者或いは投稿者のすべてに COI の開示を求めることとする。

(対象者)

第 4 条 利益相反の開示を求める対象者は以下の各号のとおりとする。

- 1) 本学会年次学術集会で発表する者
- 2) 本学会邦文誌「生物試料分析」、英文誌 "International Journal of Analytical Bio-Science" に投稿する者に投稿する者

(利益相反状態を具体的に開示する者)

第 5 条 以下の各号のいずれかにあたる者は、利益相反状態を具体的に開示しなければならない。

- 1) 研究に関する企業・法人組織、営利を目的とする団体での役員、顧問職などの報酬については、1つの企業・団体から年間の合計収入が 100 万円を超えた場合
- 2) 株式の保有とその株式から得られる利益については、1つの企業の年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円を超えた場合或いは当該全株式の 5%以上を所有する場合
- 3) 企業・組織や団体からの特許使用許諾ならびに特許使用料については、1つにつき年間 100 万円を超えた場合
- 4) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの日当が年間 50 万円を超えた場合
- 5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円を超えた場合
- 6) 企業・組織や団体が提供する研究費(治験、委託受託研究、共同研究)などについては、1つの企業・団体から支払われた年総額が 100 万円を超えた場合
- 7) 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・組織や団体から申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野など)或いは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円を超えた場合

8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座所属に申告者が所属している場合

9) 研究とは直接無関係な旅行、贈答品、金品、便宜などの特別な提供については、1つの企業・組織や団体から受けた提供の総額が年間5万円以上の場合

2 前項の第6号および第7号については、発表者個人或いは発表者が所属する部局（講座・分野など）或いは研究室などについて、研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業・組織や団体からの研究成果に関連する研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合は、これを開示する。

（開示の方法）

第6条 本学会年次学術集会で発表する場合は、利益相反の有無を以下に従い開示する。

1) 口演演題はスクリーン掲示とし、スライドの二枚目に提示する。

2) ポスター演題はポスター掲示の最後に提示する。

2 演題発表内容に関して、発表者全員が演題応募時から遡って3年間に渡ってCOI関係にあり、かつ前条第1項或いは第2項に該当する企業名を項目ごとにまとめて開示する。

3 前2項の開示様式は次のとおりとする。

1) 口演演題 利益相反「なし」の場合 別表1「様式1-A」

2) 口演演題 利益相反「あり」の場合 別表2「様式1-B」

3) ポスター演題 別表3「様式2」

4 邦文誌「生物試料分析」に投稿する場合は、別に定める「生物試料分析投稿規程」の定めるところによる。

（本細則の改廃）

第7条 本細則の改廃は、理事会の過半数の議決を必要とする。

附則

1 本細則は平成30年10月13日から施行する。

別表 1

様式 1-A  
学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態がない時

<b>生物試料分析科学会 COI 開示</b>
発表者名： 生物一郎、〇〇〇〇、〇〇〇〇、◎生物二郎(◎代表者)

演題発表内容に関連し、発表者らが開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

特定非営利活動法人 生物試料分析科学会

別表 2

様式 1-B 学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態がある場合

<b>生物試料分析科学会 COI 開示</b>
発表者名： 生物一郎、〇〇〇〇、〇〇〇〇、◎生物二郎(◎代表者)
演題発表内容に関連し、発表者らが開示すべきCOI関係にある企業などとして、
① 顧問： なし
② 株保有・利益： なし
③ 特許使用料： なし
④ 講演料： なし
⑤ 原稿料： なし
⑥ 受託研究・共同研究費： 〇〇製薬
⑦ 奨学寄付金： 〇〇製薬
⑧ 寄付講座所属： あり(〇〇製薬)
⑨ 贈答品などの報酬： なし

特定非営利活動法人 生物試料分析科学会

別表 3

ポスター掲示の最後にCOI状態を開示を掲示する。

様式 2 ポスターにおける申告すべきCOI状態の開示法

演題発表内容に関連し、発表者らが開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

或いは

演題発表内容に関連し、発表者らが開示すべきCOI関係にある企業などとして、

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 顧問：         | なし       |
| ② 株保有・利益：     | なし       |
| ③ 特許使用料：      | なし       |
| ④ 講演料：        | なし       |
| ⑤ 原稿料：        | なし       |
| ⑥ 受託研究・共同研究費： | 〇〇製薬     |
| ⑦ 奨学寄付金：      | 〇〇製薬     |
| ⑧ 寄付講座所属：     | あり(〇〇製薬) |
| ⑨ 贈答品などの報酬：   | なし       |